

第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

「循環」と「共生」を基調とした地域づくりの展開に際しては、地域づくりに関係する各主体が、環境からみた持続可能性を共有し、地域づくりに関するそれぞれの施策を推進することにより、地域づくりのあらゆる場面において環境配慮の織り込みを進めることが基本である。

こうしたことから、実際の事業展開においては、各主体がそれぞれの役割を自覚し、責任を持って行動することが期待される。

第1節 各主体の取組

1 地方公共団体の取組

地方公共団体は、持続可能な社会構築の基礎である地域の環境保全に関する主要な推進者としての役割を担うとともに、地域における取組の調整者としての役割を併せ持つ。

このため、本計画の主要な推進者としての地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、公害の防止はもとより、循環と共生を基調とした地域づくりに配慮し、以下の施策を総合的計画的に推進する。

- (1) 本計画に掲げられた各般の施策について、効果的かつ着実な実施を図るとともに、計画の目標達成に努める。
- (2) 県民、事業者などの環境に関する取組を支援・促進するため、社会的経済的しくみづくりや社会資本の整備を行う。
- (3) 周辺地方公共団体や国と連携・協力しつつ、広域的な視点からの取組を推進する。
- (4) 地域整備や開発行為については、環境に配慮した事業の展開を行う。
- (5) 住民、事業者などの環境に関する取組を支援し、必要な協力・連携を行う。

2 事業者の取組

通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している状況に鑑み、経済活動の大部分を占める事業者の取組は極めて重要である。

このため、様々な事業活動に当たって、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程における環境負荷の低減等、製品やサービスのライフサイクル全体にわたる取組を実施する。

- (1) 事業活動に伴う公害の防止をはじめ、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理などに進んで取り組む。
- (2) 環境への負荷の低減に資する財やサービスの利用を進める。
- (3) 製品・サービスの提供に関する情報の提供などを通して行政、県民との環境コミュニケーションの確立を図り、循環型社会をともに形成していくパートナーとして協働する。

- (4) 地域の構成員であるとの自覚を持ち、地域をはじめ国内外の環境の保全と創造に向けた取組に進んで参加するとともに、支援する。

3 住民の取組

日常生活に起因する環境への負荷が増大している状況に鑑み、生活様式を持続可能なものに転換していくことが必要である。特に、自動車交通公害問題、閉鎖性水域における水質汚濁問題、近隣騒音問題や廃棄物・リサイクル問題、地球温暖化問題などのように個人の行動が直接環境負荷低減に結びつく分野においては、個人の行動による直接的な効果が期待される。

環境への負荷の少ないライフスタイルは、単に我慢や節約を意味するものでなく、豊かな自然環境に囲まれたシンプルで質の高い暮らしをめざす、人間的で豊かなライフスタイルへの転換を図ろうとするものである。

このため、人間と環境の関わりについての理解を深めるとともに、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要であり、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的に進める。

- (1) 再生紙など環境への負荷の少ない製品やサービスを選択する。
- (2) 不用不急の自家用自動車の使用を自粛する。
- (3) 節電などの省エネルギーを進める。
- (4) 洗剤の適性な使用等の生活排水対策を進める。
- (5) ごみの減量化、リサイクルのための分別収集に協力する。
- (6) 地域環境に関心を持ち、子どもたちを含めた地域の人々と連携して、その保全や創造に関する取組に進んで参加・協力する。

4 民間団体の取組

住民や事業者により組織され、リサイクル活動、緑化活動、ナショナルトラスト運動、啓発活動、調査研究その他の環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体は、環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で、取組の結節点として重要な役割が期待される。

このため、各主体と協力・連携を図りつつ、環境保全のための多様な取組を実施する。

- (1) 県民、事業者、行政の取組を効率的・効果的に進めるための連携・協力に係るコーディネートを行う。
- (2) 県民の環境に関する自発的・積極的な意識を、行動に繋げる。
- (3) 専門的な知識や技術を活かし、県民、事業者、行政の環境に関する取組を支援し、必要な協力・連携を行い、県民、事業者、行政のパートナーシップの形成に努める。
- (4) 環境の保全と創造に関して、責任を持って発言し、社会に影響を与えていく団体であるとの自覚を持って行動するとともに、その分野の人材を育成する。

第2節 各主体の取組への支援

地球温暖化をはじめとする地球的規模での環境問題や都市・生活型公害は、我々の通常の事業活動や日常活動が大きな影響を与えていることから、その解決に向けては、一人ひとりが環境に配慮した自発的な取組みを行い、それを生活習慣として身につける必要がある。

このため、各主体が環境学習・教育を通して、環境に対する意識を高め、環境にやさしいライフスタイルを提案し、県民の共通認識として、新しい豊かさを持った、健康で文化的で環境に配慮した「ひょうごエコ・ライフスタイル」を創造する。

また、特に事業者の取組を推進するための支援を引き続き行う。

1 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習を促進するための事業を推進し、「ひょうごエコ・ライフスタイル」の創造に向けて、家庭や職場、学校等の様々な場で環境について学習できるシステムをつくる。

また、すべての人が環境問題を考えるための知識や経験を持てるよう、学習・教育活動の充実を図る。

- (1) 多様な主体のニーズに応じた学習プログラムを作成するとともに、これに基づいて様々な形で情報や学習の機会を提供していく。
- (2) 生涯学習リーダーバンクや講師派遣団の活用を図るなどして、環境学習・教育に関する活動を実践する際のリーダー等の養成及び派遣を進める。
- (3) 県民を対象とした自然保護セミナー等の開催や、県内4年制大学による大学連携「ひょうご講座」などに環境をテーマとした講座を開設する等、社会教育での環境学習を進める。
- (4) 環境関連施設での学習や豊かな自然環境などにふれる体験型の環境学習の機会を提供するエコツーリズムを推進する。
- (5) 瀬戸内海など地域に関わりが深く、大きな特徴を持った自然を対象とする等により、地域に密着したテーマに基づく環境学習を推進する。

2 環境情報の提供

環境教育・環境学習の推進や事業者、住民、民間団体による自主的積極的な環境保全活動の促進に資するため、最新の情報を総合的、体系的に収集・整備し、様々なニーズに対応した正確かつ適切な情報の提供に努める。

また、各主体が容易かつ迅速に情報を入手できるよう、多様な媒体を活用するとともに、情報システムによる提供体制の充実を図る。なお、情報提供に当たっては、環境の保全や各主体の権利、利益等への配慮を行うほか、情報の保護についても十分留意する。

- (1) 環境情報の体系的な整備（データベース等の整備）

「環境情報総合システム」の活用によりデータの管理、整理を行い、環境行政の効率化、環境情報の共有化を進める。そのために、システムを構成する5つのサブシステムを順次更新し、最新技術の導入により提供情報の質の維持・向上を図るだけでなく、各サブシステムを有機的に連携させた環境情報の総合的なデータベースシステムの構築等をめざす。

(2) 環境情報の提供（資料の提供、提供システムの構築）等

環境の状況、施策の実施状況等を環境白書により公表するほか、インターネットウェブページ等を通じて、多様な環境情報コンテンツの提供を図るとともに、必要なネットワーク・セキュリティ対策を講じて関係者以外への情報流出がないように努める。

(3) 環境への負荷の少ない製品等の情報提供

環境への負荷の少ない製品の製造・販売、リサイクル活動への協力等を行う商店・事業所の情報、エコマーク等の「環境ラベル」などを紹介したガイドブックの作成等による普及啓発を推進する。

(4) 事業者の自主的な環境管理の促進

I S O (国際標準化機構)の環境規格や環境活動評価プログラムの普及等、環境管理に関するセミナーを開催し、事業者の自主的な環境管理の促進を図る。

3 融資制度の活用

公害防止施設の設置、屋上等緑化、低公害車や最新規制適合車の購入等を促進するため、中小企業者等に対して融資を行う。(表4 - 2 - 1参照)

表4 - 2 - 1 公害防止資金融資制度の概要

(14年4月1日現在)

	制度名及び貸付対象		貸付条件				
	資金名	貸付対象者	貸付対象施設等	貸付限度額 (万円)	償還方法	利率 (%)	利子補給
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金 (公害防止・環境保全施設等設置資金)	県内に工場等を有し、原則として引き続き6月以上同一事業を営む中小企業者	公害防止、環境保全、緑化に係る資金	企業 3,000 組合 4,000	7年以内 (1年以内据置可) 元金均等月賦償還	1.5	一部有 小規模企業者 50% それ以外 25%
	" (最新規制適合車等購入資金)	"	最新規制適合車への買換、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の購入に係る資金	企業・ 組合 5,000	10年以内 (2年以内据置可) 元金均等月賦償還	1.5	有 小規模企業者 約60% それ以外 約30% 5年間
	" (グリーンエネルギー等導入資金)	"	省エネルギー施設及び設備の設置資金 太陽光発電等 新エネルギー施設及び設備の設置資金	企業 3,000 組合 4,000	7年以内 (1年以内据置可) 元金均等月賦償還	1.5	一部有 小規模企業者 50% それ以外 25%
	兵庫県屋上緑化資金融資制度	"	建物の屋上、壁面、ベランダ等を活用した樹木の植栽に要する資金等	企業・ 組合 3,000	10年以内 (2年以内据置可) 元金均等月賦償還	1.4	有 小規模企業者 約50% それ以外 約25%
	新分野進出支援資金 (先端機器導入等貸付)	県内で同一事業を営む中小企業者等	省エネ設備等の設置、ISO14001シリーズの認証取得に係る資金等	10,000	10年以内 (据置2年)	1.1	
	農業改良資金	認定農業者、主業農家等の担い手等	新たに農業改良措置に取り組む場合で、化学的に合成された農薬等を使用しない生産方式の導入等に必要施設の設置資金等	1,800	10年 (据置2年)	無利子	
	農業近代化資金 (畜産公害対策資金)	認定農業者、主業農家等の担い手等	畜産公害を防止するための施設の改良等	個人 1,800 法人 20,000 農協等 150,000	7~20年 (据置2~3年)	1.8	
神戸市	公害防止資金	中小企業者・組合	公害防止設備、工場移転、畜産業の転廃業に係る資金	事業者 2,000 組合 5,000	2,000万円以下 7年以内 2,000万円超 10年以内 (据置1年以内) 元金均等月賦償還	1.6	有 小規模企業者 60% それ以外 30%
	低公害車等購入資金	"	最新規制適合車への買替、低公害車の購入に係る資金	"	"	"	"

	制度名及び貸付対象		貸付条件				
	資金名	貸付対象者	貸付対象施設等	貸付限度額 (万円)	償還方法	利率 (%)	利子補給
神戸市	環境保全設備導入資金	"	太陽光発電システム、特定フロン等代替施設、廃熱排ガス再利用設備に係る資金	"	"	"	"
	産業廃棄物処理施設等資金	"	産業廃棄物処理施設に係る資金	10,000	"	"	"
	地球環境保全推進研究資金	"	未利用資源の利用技術、省エネルギー省資源技術等の研究	500	5年以内 (据置1年以内) 元金均等月賦償還	"	"
姫路市	公害防止・省エネ設備設置資金	中小企業者	公害防止設備の設置に係る資金	1,000	7年以内 元金均等分割返済	2.1	無
尼崎市	環境保全資金	市内中小企業者	公害防止施設の設置、工場等の緑化、ISO14001シリーズの認証取得に係る資金	企業 2,000 組合 3,000	運転資金 60ヶ月以内 (据置6ヶ月) 設備資金 84ヶ月以内 (据置12ヶ月) 元金均等月賦償還	1.3	無
明石市	中小企業公害防止設備設置資金	中小企業者	公害除去防止設備、事業移転に係る資金	2,000	7年均等償還	1.8	有 融資利率の 40%
芦屋市	自動車公害等防止設備資金	自動車公害が著しいと認められる区域に居住する住民	二重窓、防音壁、冷房設備に係る資金	10~50	2年以内 毎月元利均等分割払	4.2	有
高砂市	高砂市中小企業環境保全資金融資あっ旋制度	市内中小企業者	公害除去施設の改善、設置工場・事業場の移転、緩衝緑地帯に係る資金	企業 900	5年 (据置1年) 元金均等月賦償還 または指定金融機関の定める方法。 但し、繰上償還は認める。	6.3 以内	無 保証料全額 負担
川西市	公害除去施設資金	市内で引き続き6ヶ月以上事業を営む中小企業者等	公害除去施設に係る資金	1,000	7年以内 (据置10ヶ月) 元利均等償還	2.0	有 貸付利率の 40%

(注) 兵庫県県民生活部調べ